



財産ドックでは、セミナーや個別相談を開催するだけでなく、大切なお客様に物心豊かな生活を送っていただけるよう、お役立ち情報をお届けしたいという思いから、“ドック通信”を発行しております。相続や遺言・不動産についての情報はもちろん、今後も幅広い情報をお届けできたらと考えています。

今回は、認知症と相続についてお伝えします。

財産ドック アドバイザー 早川めぐみ

2025年 高齢者の5人に1人が認知症に！？

平成29年度高齢者白書によると、2025年には高齢者人口の20% つまり5人に1人が認知症になるという推計があります。認知症の要因は加齢にあることから、超高齢社会で暮らす私たち誰もが認知症になる可能性があります。

図1-2-3-2 65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授より内閣府作成)

出典：平成29年 高齢社会白書 第1章 第2節 3 高齢者の健康・福祉より

資産をお持ちのご家庭で認知症発症による一番のお困りごとが「相続対策ができなくなる」ことです。どのようなお困りごとがでてくるのか裏面にて解説いたします。

全ての法律行為が無効になる可能性が…

民法上、認知症の方 = 「判断能力のない者」として扱われてしまう可能性があります。そして判断能力がない人の契約行為などは全て無効になってしまう可能性があります。法律行為には相続対策も含まれるため、認知症の方が行う相続対策等も無効として扱われます。相続対策に関係することとして、以下の法律行為ができなくなります。

- ・ 不動産の管理や修繕・売却
- ・ 預金口座の解約・振込み・引き出し
- ・ 生命保険の加入・請求
- ・ 子供・孫などへの生前贈与
- ・ 遺言書の作成
- ・ 遺産分割協議への参加
- ・ 株主の場合は、議決権の行使

遺言書は有効？無効？

遺言の有効性が裁判で問題になったときには、遺言が作成された時点の状況をみて、遺言作成者に正常な判断能力があったのかを裁判官が判断します。医師の診断書があれば重要な根拠となると考えてしまいますが、あくまで法律的な問題においては医師の診断書は参考資料なので、他にも具体的に証拠を残しておきましょう。

公正証書遺言は、公証人役場で公証人の立ち合いのもとで作成する遺言なので、遺言作成者に認知症の疑いがあり、後々有効性に関する問題が発生した場合でも無効とはならない可能性が高いため、認知症問題の対策としては公正証書遺言をおすすめします。

※被相続人に認知症の疑いがある場合の遺言が全て問題になるということはなく、相続人全員が遺言の内容に納得し争う人がいない場合は、その遺言は成立します。

法定後見制度でも相続対策はできない！？

認知症発症により、判断能力がなくなり法律行為ができない場合は、成年後見制度という制度を活用すれば、裁判所によって選出された成年後見人がその人に代わって資産の管理や契約行為をすることができます。

しかし、成年後見制度は本人の財産保護に主眼を置くため、資産の積極運用は行えません。そのため、不動産の処分についても本人に資することが明らかでなければならず、単に管理が面倒などの理由では売却することもできません。

以上のことをふまえ、認知症になる前に取っておくべき対策を次号にてご紹介いたします。

